

広報

みはま



TOPICS

- 「第3次美浜町行財政改革大綱」策定(前編)
- 小中学校で環境・エネルギー教育を推進
- 美浜発電所の状況
- 議会ニュース

2006.8

町民にとって 役に立つ 場所であるために

「自律と協働のまちづくり」を 目指して



効率的な行政の運営を目指して

第3次美浜町行財政改革大綱を策定

町では、厳しい財政状況と多様化する住民ニーズに対応するために、行政が取り組むべき方針をまとめた「第3次美浜町行財政改革大綱」を策定しました。

この大綱は、今年度からスタートした「第四次美浜町総合振興計画」が示す町の将来像を見据えながら、行政組織や行政が担っている事務事業を見直し、今年度から平成22年度までの5年間を実施期間として進めるものです。今月号では、この行財政改革大綱における背景や基本方針についてお知らせします。

行財政改革とは？

住民のニーズを的確にとらえ、効率的に対応するために、行政の組織や機構、仕事の進め方、財政運営などを根本的に見直し、改めていくことです。

なぜ行財政改革は 必要なのか？

行政を取り巻く環境は、地方分権の推進、三位一体の改革、社会経済の低迷などにより、税収の減少や国からの補助金等の縮減・廃止により歳入の確保が困難になってきています。

その反面、少子高齢化や高度情報化への対応をはじめとする新たな行政サービスが増加し、財政運営は大変厳しくなっています。

このような状況の中で、地方分権時代を担う自治体として、自己決定と自己責任により、最小の

経費と労力で最大の住民サービスを提供できる体制を確立し、行政サービスの水準を高めることが求められています。

また、時代の推移の中で、本来に必要なものを選別・検証するとともに、行政の役割と住民の役割を原点に戻って見直し、その役割分担を明確化することで、住民との「協働」によるまちづくりを進める必要があります。

あわせて、行政や職員においても先例や慣例にとらわれることなく自らの「自律」意識を高め、情報の共有や説明責任を果たすことにより透明性の高い行政を確立しなければなりません。

これらのことから、行政事務事業の実施状況や財政状況を的確に検証し、新たな時代に向けての行財政の「見直し」が必要とされています。

策定にあたって

行財政改革大綱は、今年度から10年間のまちづくりの指標となる「第四次美浜町総合振興計画」を進めていく上で、その原動力の一つとなります。

策定にあたって、町のホームページでの意見公募や、総合振興計画の策定にご協力いただいた町民の皆さんから「シンプルでわかりやすい行政」「親切で開かれた行政」を求める意見が多く寄せられました。

町では、中堅職員で構成する検討委員会が中心となり、行政が担っている事務事業について改革・改善の取り組みを検討するとともに、全職員を対象にアンケート調査を実施し、各部署・各職員ごとの業務について実態把握と整理分析を行いました。

調査の結果、職員からは、「政策に住民の意思が反映されていない」「行政内部における横のつながりが不十分で効率的でない」「行政事務の肥大化が経費や職員数の増加につながっている」などの意見が出され、町職員として、行財政改革への意識が高まっていることがわかりました。

これらの意見をふまえて、町の行財政を調査・分析した結果、課題として次の3項目が挙げられました。

政策と目標の共有を図ること

効率的、効果的な行政運営を進めるため、縦割り行政の弊害を改善し、組織の横のつながりを強化することで、職員及び職域における情報の共有化を図り、政策と目標を統一することが必要です。

事務事業や施策の選択と重点化を図ること

新たな行政課題や住民の多様なニーズに柔軟に対応するとともに、限られた財源、人的資源を有効に活用するために、統廃合により簡素な組織を構築することが必要です。

また、時代の推移の中で、真に必要なものを選別・検証するとともに、行政と住民の役割の見直しを行い、スクラップ・アンド・ビルド(廃止と新設)の徹底が求められます。

分かりやすさを基本に説明責任と透明性の向上を図ること

住民と行政が協力してまちづくりを行うために、公正で合理的な行政運営を図るとともに、わかりやすさと透明性の向上が求められます。

また、行政情報の積極的な公表と共有化を進め、住民の監視と納得のもと、住民の意見を取り入れた住民参加型の行政運営が求められます。

行財政改革の基本目標

「自律と協働のまちづくり」

町では、挙げられた3つの課題への取り組みが、自分たちの町は、自分たちで考え、自分たちの手で住みよい町をつくる「自律」と、住民と行政が協力してまちづくりを行う「協働」を進めるための基盤となることから、行財政改革大綱の基本目標を「自律と協働のまちづくり」と定めました。

行財政改革の基本方針

行財政改革は、行政(組織)の構成要素である「人」と「仕組み(制度・体制)」を改革するものであり、これを支える「財政」や「行政基盤(情報等)」の改革も重要であることから、次の4つを大綱の基本方針として位置づけました。

・地方分権時代に対応した

職員の育成(「人」の改革)

・行財政の健全化と事務事業等の見直し(「財政」の改革)

・行政組織と運営の見直し

(「制度・体制」の改革)

・電子自治体の推進

(「情報システム」の改革)

次号では、4つの基本方針の具体的な推進項目について紹介します。

～行財政改革宣言～

この大綱の主旨や行財政の課題を町職員や組織において共通のものとするため、また、この決意を町民の皆さんに明らかにし、理解を得るため、次のとおり「行財政改革宣言」を行います。

- 私たちは、感動と苦労を共に分かち合う「元気な行政」を目指します
- 私たちは、親切でわかりやすい「やさしい行政」を目指します
- 私たちは、透明で信頼される「明るい行政」を目指します

※第3次美浜町行財政改革大綱は、町のホームページでもご覧になれます。

ホームページアドレス <http://www.town.mihama.fukui.jp/somu/gyoukakutaikou.html>
お問い合わせ先 町総務課(担当・島田) ☎32-6700



未来の地球はどうなっているんだろう

小中学校で環境・エネルギー教育を推進

地球温暖化や砂漠化などをはじめとする地球環境問題は、21世紀の人類に課せられた地球規模の課題です。

そうした中、現代において、資源やエネルギーの大量消費を前提とした経済システムやライフスタイルは変革を迫られています。

これらの環境問題に対応していくためには、長期的かつ継続的な取り組みが必要不可欠となっています。次代を担う子どもたちが環境やエネルギー問題に関心を高めるとともに、理解を深め考えていくことは、極めて重要なことです。

しかし、これまでの学校教育で環境やエネルギーの問題は、理科や社会といった限られた教科の学習の中で断片的に取り扱うこと

が多く、そのため子どもたちの興味・関心はどうしても限られたものとなり、「自分自身の日常生活にかかわる問題」として考える意識が薄いものとなっていました。

こうした状況をふまえ、町では、子どもたちが環境やエネルギーについて興味・関心を持ち、総合的に学習に取り組めるよう、町内小中学校の教員で構成する「環境・エネルギー教育推進委員会」を今年6月に立ち上げました。

委員会では、地域の特性や学校の特色をふまえた環境・エネルギー教育の総合的・段階的な学習計画を策定して行くことを当面の課題としながら、計画の実施を積極的に推進してまいります。

定を受けました。

この認定によって両校では、今年度から3年間、さまざまなエネルギー教育を計画し、実践していく予定です。

美浜中学校・菅浜小学校が「実践校」として認定

経済産業省資源エネルギー庁では、エネルギー教育の推進事業を実施しており、今年6月に、美浜中学校と菅浜小学校が県内では初めて小中学校が同時に「実践校」として認

自らの課題として、解決する力を身に付けるために



環境・エネルギー教育推進委員会
杉本 繁行 委員長
(美浜町校長会 会長・美浜東小学校 校長)

現在の地球環境を考えると、環境・エネルギーの問題は、次代を担う子どもたちにとって避けては通れない課題となっているのではないのでしょうか。

しかし、子どもたちにとって環境・エネルギーというテーマは複雑で幅広く、単発的な学習では成果を上げることは難しいと考えられます。

子どもたちが、自分



推進委員会の様子

たちの身近な問題として興味・関心を高め、意欲的に学習に取り組んでいくためには、小中学校を通じて総合的・段階的に学習を進めることが重要であり、この委員会が研修などを受けながら学習計画を検討していきたいと考えています。

計画は今年度中に作成し、来年度から各学校のそれぞれの状況に応じて実施する予定で、今年度はインターネットを介したライブ中継での授業を行い、子どもたちの関心を高めるきっかけ作りになることを期待しています。

また、実践校として国の認定を受けた美浜中学校と菅浜小学校には、新しい教育の先導役として取り組んでいただき、その成果を町の取り組みに活かしていきたいと考えています。

子どもたちが地球と共生していくために、自ら課題を見つけ、解決していく力をゆつくりと着実に育てていきたいと思えます。

美浜発電所の状況

今回の報告では、6月17日から7月14日までの美浜発電所の状況等についてお知らせします。

2次系ドレン配管逆止弁 フランジ部からの蒸気漏れ

定期検査を終え、本格運転を再開した直後の6月24日、午前1時30分頃、運転員の巡回点検において、タービン建屋2階にある5A高圧給水加熱器ドレン配管(※1)逆止弁(※2)上部の保温材付近からわずかに蒸気が漏れていることが発見されました。

その後、当該部分を覆っている保温材を取り外して確認したところ、2か所のフランジ部分からわずかに蒸気が漏れていることが分ったため、電気出力を約75パーセントまで落とすとともに当該箇所へのドレン水の流れを止め、冷却と安全対策をしたうえで、当該弁の点検・補修が行われました。

点検の結果、当該弁のシートパッキン(※3)は、メーカーが示した使用環境(温度及び圧力)以下でしたが、比較的高温・高圧の環境下で使用されていたことや前回の分解点検以降にフランジシート面の面荒れが進行したことから、高温・高圧のドレン水が徐々にシートパッキンに浸透し、外部への蒸気の漏れに至ったものであると推定されました。

対策としては、当該弁フランジシート面の補修およびシートパッキンを新品に交換するとともに、今後において次のことが実施されます。

●次回定期検査時に当該シートパッキンをより高温・高圧の環境下で使用できるものに取り替える。

●今後、比較的高温・高圧条件下にある弁フランジ部の保守管理の充実を図る。

なお、点検補修が完了した後、ドレン水の流れを復旧させ、7月4日午前10時から出力を上昇させ、同日午後6時40分に定格熱出力一定運転に復帰しました。

※1 高圧給水加熱器ドレン配管

高圧給水加熱器は、蒸気発生器に送られる2次系水を加熱するための設備です。加熱のために高圧タービンから高温の蒸気の一部が取り出されこの設備に送られますが、その高温の蒸気が熱を奪われることにより水(高温)に戻ります。その高温水を再度、給水系統(脱気器)に戻すために設けられた配管です。

※2 逆止弁

水の逆流を防ぐ弁

※3 シートパッキン

配管のフランジ等の接合部から、水が外へ漏れるのを防ぐため、接合部に挟み込むシール材で、石綿にゴムを配合した円盤状の薄い(約1mm)シート

美浜3号機

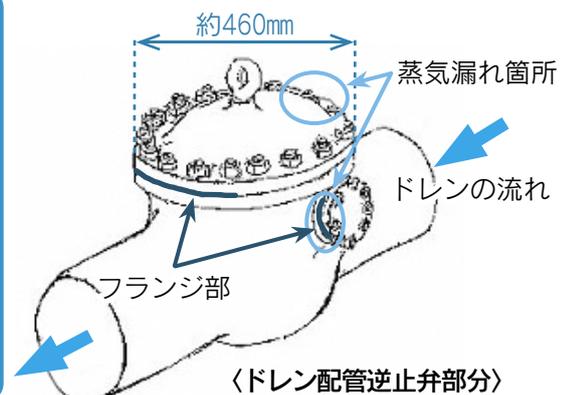
第21回定期検査中

(平成16年8月14日)

現在、計画されていた定期検査作業および長期間停止を踏まえ機器の点検等が行われています。

また、3号機は、事故後長期間停止していることから、通常の定期検査の最終段階で行われている調整運転に入る前に、試験的にプラントを起動して機器の点検を行い、その後一旦停止させてプラント全体の点検が行われます。

なお、試験的に行われる起動は9月以降になる見込みで、その後の本格運転再開は、停止後の点検結果等を踏まえて改めて検討されることになっています。



平成18年第3回美浜町議会定例会が6月7日から16日まで開会され、次の内容について審議・議決されました。

平成18年 第3回 美浜町議会定例会

平成18年度補正予算

● 一般会計（第1号）

歳入歳出予算にそれぞれ189,286千円を追加し、歳入歳出予算の総額がそれぞれ6,938,922千円になりました。

予算の款	補正額（千円）	増減	主な補正事由
議 会 費	1,800	増額	賃金
総 務 費	21,215	増額	庁舎正面玄関改修工事費、明かりのまちづくり事業、ラムサール条約重要湿地保全事業、環境基本計画策定事業ほか
民 生 費	23,259	増額	認定審査会共同設置事業、ほっとハウス改修工事補助事業、障がい程度区分認定調査事業、障がい福祉計画策定事業、若者出会い交流応援事業、育児支援家庭訪問事業、コミュニティ助成事業、介護予防・生活支援事業、高齢者の生きがいと健康づくり拠点施設改良支援事業、介護保険事業特別会計繰出ほか
衛 生 費	1,222	増額	ごみ収集業務委託料ほか
農林水産業費	54,953	増額	明日の地域農業を支える担い手条件整備事業、有害鳥獣駆除事業、村落広域営農支援事業、米政策改革円滑推進事業、町単小規模土地改良事業、松くい虫被害特別対策事業、林道維持事業、県単小規模荒廃治山事業、内水面漁業振興事業、環境配慮型漁場保全事業、栽培漁業自立支援事業、町単漁港整備事業ほか
商 工 費	1,080	増額	はあとふる体験推進事業
土 木 費	25,250	増額	道路維持事業、河川整備事業、町営住宅改修工事費
消 防 費	1,051	増額	無線局定期検査業務委託料ほか
教 育 費	59,456	増額	学校施設維持管理工事費、環境・エネルギー教育支援事業、福井型コミュニティ・スクール推進事業、英語活動地域サポート事業、美浜中学校改築事業、文化推進事業、コミュニティ助成事業、人権教育総合推進地域事業、国吉城築城450年記念事業、本とのふれあい活動事業、総合運動公園管理費ほか
合 計	189,286	増額	

● 特別会計

・老人医療事業（第1号）

歳入歳出予算にそれぞれ10,825千円を追加し、歳入歳出予算の総額がそれぞれ1,456,941千円になりました。

予算の款	補正額（千円）	増減	主な補正事由
諸支出金	10,825	増額	平成17年度支払基金交付金等精算償還金

・介護保険事業（第1号）

歳入歳出予算にそれぞれ736千円を追加し、歳入歳出予算の総額がそれぞれ792,315千円になりました。

予算の款	補正額（千円）	増減	主な補正事由
サービス事業費	736	増額	電算システム改修業務委託料ほか

・公共下水道事業（第1号）

（債務負担行為）

事 項	期 間	限 度 額
日本下水道事業団との委託協定による美浜町浄化センター増設工事委託料	平成18年度から平成19年度まで	206,000千円

報 告

●平成17年度美浜町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり報告がありました。

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
農林水産業費	水産業費	県営広域漁港整備事業負担金(日向漁港)	75,600千円	20,020千円
		丹生漁村再生交付金事業(丹生漁港)	85,990千円	20,000千円
土 木 費	河 川 費	県営砂防事業負担金(新庄地区)	2,000千円	380千円
合 計			163,590千円	40,400千円

専決処分の承認

● 次の3つの専決処分が承認されました。

・美浜町税条例の一部を改正する条例の制定

地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）の施行に伴い、美浜町税条例の一部が改正されました。

・美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）の施行に伴い、美浜町国民健康保険税条例の一部が改正されました。

・美浜町診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定

診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）の適用に伴い、美浜町診療所の設置及び管理に関する条例の一部が改正されました。

規約等の変更

●次の2つの規約を変更することについて、議決されました。

・福井県自治会館組合を組織する地方公共団体の数の減少および同組合理約の変更

福井市、永平寺町、おおい町、坂井市が市町村合併したことに伴う変更

・美浜・若狭介護認定審査会共同設置規約の変更

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の施行により、市町村に審査会の設置が義務付けられたことに伴う変更

意見書

●次の意見書を関係行政庁へ提出することになりました。

「出資の受入れ、預り金および金利等の取締りに関する法律」および「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書

陳情

●次の陳情書が採択されました。

「屋内ゲートボール場の新設陳情」

平成18年度美浜町給食センター給食配送車購入契約

契約の目的	平成18年度美浜町給食センター給食配送車購入
契約の方法	指名競争入札による契約
契約金額	22,575,000円
契約の相手方	美浜町木野第21号2番地の1 有限会社 仲嶋自動車 代表取締役 仲嶋 譲二

美浜町レークセンターの指定管理者の指定について

●美浜町レークセンターの指定管理者を次のとおり指定しました。

公の施設	名称	美浜町レークセンター
	位置	美浜町早瀬第24号4番地
指定管理者	名称	若狭美浜物産振興協会
	代表者	会長 松下 正
	住所	美浜町早瀬第24号2番地
指定の期間	平成18年9月1日から平成21年3月31日まで	



二階経済産業大臣(中央)に要望する
辻議長(左)と山口町長(左から2人目)

経済産業省資源エネルギー庁と文部科学省に対して、「電源立地交付金等の充実」「環境・エネルギー教育の取組みへの支援」等について要望しました。

また、経済産業省原子力安全・保安院に対しては、「美浜発電所3号機運転再開や高速増殖原型炉もんじゅに係る安全確保」「避難道路や情報伝達システムの整備などの防災対策」「高経年化対策」等について要望しました。

6月22日に、町議会辻議長と原子力発電所特別委員会は、山口町長と共に、経済産業省、文部科学省に対して原子力行政に関する要望活動を行いました。

町議会 原子力発電所 特別委員会

国に安全対策や
地域振興を強く要望



広瀬原子力安全・保安院長(右列左から2人目)
への要望の様子